

欧州における育成者権と地理的表示の侵害対策と日本への示唆

木 村 有 紀*
田 中 麻 衣**

抄 録 今年6月の地理的表示制度の施行に伴い、農産物等の知的財産権への関心が高まっている。これを契機として知的財産の保護対策について示唆を得るため、欧州における農産物や食品における知的財産の侵害対策を調査した。欧州では、育成者権の侵害に対して、民間団体が国際連携により積極的な抗議活動を展開している。知的財産戦略には権利保有者の意識の向上と自助努力の強化が何よりも重要とされている。一方、地理的表示の侵害対策は公的機関の役割であり、国際協定の場における政府間の議論のほか、幅広いチャネルに対する監視活動、抗議、消費者啓発を展開している。日本の食材輸出を2020年までに1兆円とする政府目標を達成するためにも、地理的表示制度の施行を契機として、政府はインターネット上の監視を強化し、新たな制度に関する内外の消費者啓発を積極的に展開していくことが必要である。

目 次

1. はじめに
2. 調査方法
3. 調査結果
 3. 1 育成者権の侵害対策
 3. 2 地理的表示の模倣対策
4. 日本への示唆
 4. 1 育成者権
 4. 2 地理的表示
5. おわりに

1. はじめに

2013年6月に閣議決定された日本再興戦略において、日本政府は食材輸出を現在の約5,000億円水準から2020年には1兆円規模に拡大する目標を掲げている。輸出を促進するには高価格で購入してもらえるよう知的財産を積極的に活用して競争力を高めていくことが重要な戦略の1つである。

一方で、東アジアを中心とする海外市場では、

日本で登録されている種苗の無断流出、日本の食材の高品質なイメージを利用した商標の先取り、模倣・産地偽装等の問題が発生している。このような海外での知的財産の侵害に対し、これまで政府は関税法や種苗法の強化による水際対策や中国における商標申請の監視を実施してきた¹⁾。2014年には、中小企業に対して海外における知的財産権の侵害調査や権利行使を支援し、費用を補助する事業も開始されたところである。

農業分野の知的財産権には、特許権に代表される産業財産権のほか、育成者権や著作権、営業秘密がある。さらに、2014年6月に「特定農林水産物等の名称に関する法律（地理的表示法）」が国会で成立し、地理的表示という新たな

* 株式会社NTTデータ経営研究所
シニアコンサルタント Yuki KIMURA

** 株式会社NTTデータ経営研究所
シニアコンサルタント Mai TANAKA

な知的財産権が追加されることとなった。

地理的表示保護制度とは、地域で生産された農林水産物や食品のうち、品質等の特性がその産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その表示を知的財産として登録し、保護する制度である。地域で生産された農産物の品質を保証してブランド化を促すことで、生産者にとって販売力の強化や模倣被害の減少対策になると期待されている。

同制度では今後、統一マークを作成し、諸外国での商標登録を視野に入れている。地理的表示制度は、日本産品の輸出振興の一翼を担う期待もある。

地理的表示保護制度は欧州で確立された仕組みであり、1992年にEU規則が成立してEU加盟国全体に導入されている。そこで本調査では先行する欧州から日本への示唆を得ることを目的として、欧州における農産物等に関する知的財産権の侵害対策を調査した。特に国外における侵害への対策に焦点を当てている。

2. 調査方法

調査対象は、農林水産・食品分野に特徴的な知的財産権として育成者権と地理的表示の侵害対策の2つとした。前者はUPOV条約により保護が定められている。欧州が制度整備をリードしてきた歴史があり、日本は1998年12月に91年条約を批准しているが、アジアからの加盟は日本を含めて5カ国と少ない。

後者はWTOのTRIPS協定で保護が定められているが、同協定より保護水準の厳しいEU規則が1992年に成立している。日本は同協定に1995年1月に加盟しており、地理的表示保護法は2014年6月に立法化、2015年6月に施行される状況にある。

欧州ヒアリング調査の実施にあたり、この2つの知的財産権の保護に関連すると思われる団

体をインターネット情報に基づき抽出し、ロングリストを作成した。欧州における地理的表示の登録数はイタリア、フランス、スペインで最も多いことから、ロングリストの中からローマ、パリ、マドリッドを基点として各都市からアクセス可能な団体にインタビューを依頼した。結果として、スケジュール調整が可能な8団体を訪問し、訪問できなかった6団体は文書により回答を収集した。表1に調査対象団体を示す。

現地調査は2014年10月12日～26日の期間、調査員2人が分担して実施した。調査項目は、以下の通りである。

- ・知的財産権の侵害の動向
- ・侵害対策の有無・内容（相談受付、裁判への関与、国際交渉、その他の取組み）
- ・国外での知的財産権の取得のための支援の有無・内容
- ・国外での権利侵害に対し、最も効果的と思われる施策

表1 調査対象団体

団体名	カテゴリ	対象	方法
欧州植物品種庁	政府機関	育成者権	訪問
フランス品種権庁	政府機関	育成者権	文書
欧州種苗協会	業界団体	育成者権	文書
フランス種苗協会	業界団体	育成者権	文書
スペイン種苗協会	業界団体	育成者権	訪問
SICASOV（仏）	民間団体	育成者権	訪問
GESLIVE（西）	民間団体	育成者権	訪問
AIB	国際団体	育成者権	文書
Breeders Trust	国際団体	育成者権	文書
原産地品質研究所(仏)	政府機関	地理的表示	訪問
ICQRF（伊）	政府機関	地理的表示	訪問
農業者連盟（伊）	業界団体	地理的表示	訪問
食品産業連盟（伊）	業界団体	地理的表示	訪問
地理表示協会（伊）	業界団体	地理的表示	文書

注：ICQRFはイタリア農業食糧森林政策省 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関

3. 調査結果

3.1 育成者権の侵害対策

(1) 育成者権の流出の動向

欧州における育成者権の流出については、欧州種苗協会が会員に対して定期的なアンケート調査²⁾を行っている。2014年調査によると、侵害の発生はEU内で22件、EU外で6件と報告されている。侵害発生地域はイタリアが最も多く、次いでスペイン、トルコが続く(表2)。

表2 育成者権の侵害発生地域²⁾

地域	国	件数
EU	イタリア	9
	スペイン	4
	ポーランド	3
	フランス	2
	ベルギー	1
	ギリシャ	1
	オランダ	1
	ルーマニア	1
非EU諸国	トルコ	4
	US/オーストラリア	1
	マレーシア	1
計		28

注：「US/オーストラリア 1」は原資料のまま

侵害事案のうち2012年の前回調査時から新たに発生した件数は11件である。作物ではトマト、次いでレタスが多い。

侵害事案のうち22件については証拠収集や当局への申立て、あるいは法的措置等の何らかのアクションを取っている。アクションを取らない場合の理由としては、証拠の確保が困難である、権利侵害者が重要な顧客である、権利侵害による経済的なダメージが少ない、等が挙げられている。

そのほか、共同体品種権の侵害についてGHK

(2011)³⁾は以下のような実態を報告している。

- ・登録品種の名称で別品種を販売するケースが野菜の種子の1割に達する。
- ・ポーランドで生産される小麦の30%、フィンランドでは23%、チェコでは20%、英国では18%が違法栽培されたものである。
- ・ジャガイモの権利侵害はEU全域で発生し、正規品は5、6割と推定される。
- ・イタリアで販売されるベビーレタスの9割は違法栽培されたものである。
- ・スペインでは交配種のトマトの20~25%が違法栽培されている。
- ・切り花と果樹においては、第三国で接木されたものがEUに逆輸入されている。

(2) 侵害対策の主体

欧州の調査結果を表3、表4に示す。育成者権の侵害対策は登録管理庁の業務ではなく、種苗協会も対策にそれほど関与していない。国外での権利化についても事業者の判断で行うものであり、特に支援はしないとの回答であった。

表3 欧州における育成者権流出対策(政府機関・業界団体)

団体	欧州植物品種庁	仏品種権庁	欧州種苗協会	仏種苗協会
侵害相談の受付	No	No	No	No
裁判への関与	No	No	No	No
国際交渉	No	No	EUと第三国との会議に参加	No
その他の取組み	登録品種DBの作成 セミナー	No	マニュアル作成	No
権利化支援	No	No	No	No

欧州において侵害対策を推進しているのは、種苗関連の民間団体である。これらの団体は大きくわけて2つのタイプがある。1つは育成者権の保有者より委託を受けてライセンス許諾や

ロイヤルティの徴収管理を行う団体で、自らが管理する品種の権利侵害に対応するものである。フランスのSICASOV、スペインのGESLIVE等が該当する。

もう1つは、育成者権の保有者である種苗企業の出資を受けて権利保護のみを専門に行う団体である。ベルギーに所在するAIBやBreeders Trust (BT) 等が該当する。

表4 欧州における育成者権流出対策 (民間団体)

団体	SICASOV	GESLIVE	AIB	BT
侵害相談の受付	Yes	Yes	Yes	Yes
裁判への関与	Yes	Yes	Yes	Yes
国際交渉	No	No	No	No
その他の取り組み	証明書発行システム化 契約書作成	種子検査 遺伝子解析ツール開発 国際協力	国際協力	No
権利化支援	No	No	No	No

これらの団体は相互に協力関係にあり、侵害に対して連携して対処している。次項に団体の取組みを紹介する。

(3) 侵害対策の事例

1) SICASOV (Société Coopérative d'Intérêt Collectif Agricole des Sélectionneurs Obteniteurs de Variétés Végétales)

SICASOVは1947年にフランスの種苗企業の出資により設立された育成者権の使用許諾を管理する民間団体であり、知的財産保護の推進団体でもある。SICASOVの運営の仕組みを図1に示す。

まず、SICASOVは育成者権の保有者から権利の管理を委託される。生産者(農家・企業)がSICASOVに種の使用を要請し、SICASOVが契約を取り交わして生産者から年2回ロイヤルティを徴収する。その際、ロイヤルティから3~5%を管理手数料として受け取って団体の運

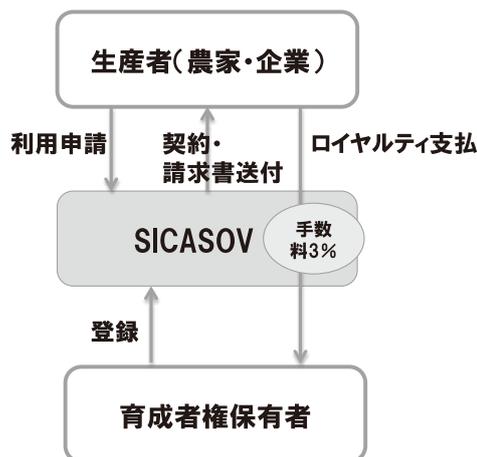


図1 SICASOVの運営の仕組み

営資金とし、残りの95~97%を育成者権保有者に提供する。

徴収するロイヤルティは年間7,000万~9,000万ユーロ(1ユーロ130円換算で約91億~117億円)である。2012~2013年には、育成者権者280とフランス企業900社・外資企業300社の間に、約4,400品種について11,000件の契約を取り交わしている。

SICASOVは、自ら管理する品種の権利侵害に対して行動を起こす。国内の場合は、侵害に気づいたら弁護士に相談し、裁判所から令状を取り証拠品を押収、証拠を検討して侵害が証明できれば和解交渉あるいは訴訟へと進む。国外のケースでは、現地の団体に協力を依頼する。EU内ではスペインのGESLIVEや英国のBSPB等の団体と協力体制が確立しており、国内と同様のアクションが可能である。ブラジルやアルゼンチンでも同様の協力体制を築きつつあるという。

これまで過去10年で国内外の侵害事案93件に対処しており、内訳は和解61件、調査したが証拠がなかったもの14件、訴訟12件、継続調査中の事案6件である。訴訟にはすべて勝訴しており、訴訟に至った事案は農林水産関係の専門誌に広報して、相手企業にダメージを与えるという。

侵害について自ら監視することはしないが、ライセンスの流通をデータ管理して関係者が閲覧できるようなシステムを構築している。不審な種苗の販売に気がいたら、権利保有者はPCからオンラインで正規の契約を確認して違法な流通を検知できる。

また使用許諾のケースだけでなく、技術協力する際にもSICASOVが契約書を作成するなど、ノウハウの管理を支援している。

2) AIB (Anti-Infringement Bureau)

AIBは世界の主要な種子企業14社の出資により2008年にブリュッセルに設立された国際的な団体である。Anti-Infringement (侵害対策) という名称が示す通り、育成者権の侵害対抗を専門とし、特に野菜の種子の権利保護を活動内容とする。加盟企業には、Monsanto社やSyngenta社、サカタのタネやタキイ種苗も名を連ねている。

AIBは加盟企業の権利保護のために活動しており、各国の団体と連携している。イタリアで違法栽培が多発することから、一例として、2014年5月、AIBはBreeders Trust及びイタリアのICQRF (イタリア農業食糧森林政策省 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関) と違法栽培摘発に向けた協定を結んでいる。

AIBは侵害が疑われる事案の報告をホームページ上で受け付けている。報告を受けると調査を行い、その結果、侵害と判断したら侵害発生地域の当局 (知的財産管理当局、司法当局等) に通知する。加盟企業の委託を受けて裁判にも対応し、刑事手続のほか数は少ないものの民事手続をとることもある。

(4) 国外における侵害に効果的な対策

国内における知的財産権の侵害については、各国の法規で対処できるものの、国外で発生した権利侵害には法的効力が及ばない。国外での侵害においてどのような対策がとりうるか意見

を収集したところ、主に以下の4つに集約された。

1) 権利保有者の自助努力

国内外の侵害を問わず、権利保有者自らが努力して予防と事後対処にあたるべきとする意見は多い。まず、予防としての権利化と契約の明確化が挙げられている。顧客への販売条件として種の使用に関する検査権限を契約書に明記するなど、事業者自らが検査を行う姿勢を推奨している。

サプライチェーンの監視強化は重要なポイントであり、侵害に気づくのは営業スタッフである場合が多いことから、社員教育に力を入れるべきとしている。また、国外に販売する際に1つの国に1つの使用許可を出すことでライセンス管理を容易にするという意見もあった。

2) 当局スタッフへの研修の提供

現地の当局スタッフへ国際協力として研修を提供し、侵害検知力の向上をはかることが効果的とする意見がある。例えば、公的機関の取組みとして、オランダは育成者権に係るテクニカルスタッフの研修を中国に提供している。業界団体の取組みとして、スペインの種苗協会ではイスラエルや南アフリカの公的機関に権利保護やライセンス付与のための支援を行っているとのことである。権利保有者の取組みとして、税関職員への研修の提供を推奨する意見もある。

3) 権利保護団体とその国際的ネットワーク

まず権利侵害に対抗する専門の団体を持つことが重要であり、侵害が発生してしまった場合には、現地の育成者団体と協力してアクションをとることが効果的とされている。

4) 積極的対抗

事後措置として、侵害には断固対抗するという意見は多い。和解交渉で合意に至らない場合には、訴訟に踏み切る。知的財産に関する意識は一般にそれほど高いとは言えないことから、権利保護意識の低いコミュニティに対して訴訟

を通じてメッセージを送り、業界全体を啓発する効果があるとしている。訴訟に至った場合には、農業や食品関係の専門誌に広報して侵害企業にダメージを与えるという回答が複数あった。権利意識に基づき、権利を行使する強い姿勢がうかがえる。

3. 2 地理的表示の模倣対策

(1) 模倣の現状

2013年、EUの税関が摘発した知的財産侵害品のうち、食品や飲料は全体の1%以下、正規品の小売価格に基づき推定される被害金額は約222万ユーロ(日本円にして約2.9億円)である⁴⁾。侵害品の発出国を表5に示す。中近東、北アフリカ、EU内、アジアなど多岐にわたるが、食料品についてはエジプトやトルコ起源が多いようである。

表5 EU税関が摘発した模倣品の発出国⁴⁾

品目	2012		2013	
食料品	モロッコ	46.6%	エジプト	34.3%
	トルコ	41.7%	イタリア	31.8%
	エジプト	11.5%	トルコ	11.4%
アルコール飲料	ギリシャ	61.6%	中国	69.9%
	オランダ	15.9%	ラトビア	28.8%
	ポーランド	14.1%	ベラルーシ	0.7%
その他の飲料	—	—	中国	41.1%
			ドイツ	30.0%
			ベトナム	16.5%

注：件数ベース

イタリア食品産業連盟によると、2010年のイタリア産品の模倣被害額は60億ユーロと推定される(表6)。内容は商標権侵害、地理的表示の侵害、意匠及び著作権侵害である。さらに、イタリア風の名前を使うなど消費者にイタリア産と誤解させるようなケースを「Italian Sounding」として問題視しており、その被害は、540億ユーロと推定している。

表6 イタリア食品の模倣被害(2010)⁵⁾

侵害	EU	北米 中米	南米	アジア・ オセアニア	合計
知的財産の侵害	1	3	1	1	6
Italian Sounding	21	24	5	4	54
合計	22	27	6	5	60

単位10億ユーロ

イタリア食品の約68%がEU域内で消費され、北米に輸出されるのは13.1%に過ぎないが⁶⁾、模倣被害はEU域内より北米での発生がはるかに多い。これはEUと北米の制度の違いに起因すると思われる。EU地理的表示制度の下では「パルメザン」「モッツァレラ」等の名称は、特定産地のものに限って保護されるべきもので、それ以外の産地で生産された製品に対して使用することはできない。一方、北米ではこれらの名称は産地に依らず使用可能との立場をとるため、侵害には当たらないのである。

(2) 侵害対策の主体

欧州の調査結果を表7に示す。欧州では、私権である商標の保護は権利保有者の責任であるものの地理的表示の保護は政府の責任である。2012年に定められたEU規則(EU1151/12)により、EU域内で発生する地理的表示の侵害に対しては、生産者団体が告訴することなく、EU加盟国政府の責務(Ex Officio)にて対応す

表7 欧州における模倣対策

団体	INAO	ICQRF	地理 表示 協会	食品 産業 連盟	農業 者連 盟
監視活動	Yes	Yes	Yes	No	No
侵害相談の受付	—	—	—	No	No
裁判への関与	Yes	No	No	No	No
国際交渉	No	No	Yes	No	No
その他の取組み	模倣の証 拠収集の 指導	消費者啓 発	No	No	No
権利化支援	No	No	No	No	No

ることと定められている（13条）。

これに対応して、フランスのINAO、イタリアのICQRF等の政府機関では、世界各国の商標登録の監視やオンラインショッピングサイトにおける模倣品の販売の監視、摘発、対抗を行っている。

国外での権利化については、育成者権の場合と同様、事業者の判断で行うものであり、支援は行わないとの回答であった⁷⁾。

(3) 侵害対策の事例

1) フランス原産地・品質研究所 (Institut National de l'Origine et de la Qualité : INAO)

INAOは農林水産物・食品に関する地理的表示と品質表示を管理するフランスの公的機関である。フランス政府7割、民間3割の資金により運営されている。2014年時点、地理的表示登録品（ワイン等434件、農産物等215件）、フランス国内の品質表示ラベル・ルージュ（400件）、フランス国内の有機栽培認証であるAB（20,604件）を管理している。

INAOでは地理的表示の違法使用についての監視を民間に委託している。民間事業者はフランスで登録されている名称を海外の商標等の登録簿と照合し、疑わしい登録を報告する。

INAOは報告を受けて問題のブランドを調査し、現地の弁護士に相談する。世界各地に約40名の協力弁護士がいるという。登録の公告期間中で異議申し立てが可能な場合、弁護士が警告状を登録申請者に送付し和解を求める。この警告で効果がなければ、弁護士が現地当局に抗議する。

現地当局が抗議を認めなかった場合、現地の法律やEUとの知的財産の保護協定の締結状況、勝訴の確率や費用を勘案して訴訟を起こす。INAOが何らかのアクションをとるのは年間50件ほどであるが、訴訟まで行く例は少ない。費

用はINAOと生産者団体に折半する仕組みである。

2) イタリア農業食糧森林政策省 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関 (Dipartimento Ispettorato Centrale della tutela della Qualità e Repressione Frodi dei prodotti agroalimentari : ICQRF)

ICQRFは食品衛生と品質管理を監査するイタリアの政府機関であり、生産事業者や販売事業者への監査を主な業務とする。また、イタリア国内外における地理的表示の権利保護も担当している。

ICQRF内の地理的表示保護に関する専門部署 (Unit Ex Officio) がインターネット上で模倣品の監視を行っている。イタリアの登録名称である「モデナのバルサミコ酢」がポーランド産の商品に使われていたり、「ゴルゴンゾーラ」がベルギー産の商品に使われているなど、Unit Ex Officioが摘発した模倣事件は数多い。イギリスの高級店Harrodsでも英国で瓶詰めされたオリーブオイルが「トスカーナ・オリーブオイル」として販売されていた例もある。

2014年4月にはイタリア地理的表示コンソーシアム協会 (AICIG) 及びアメリカの電子商取引大手eBayと模倣品の流通阻止に関する覚書を取り交わしている。ICQRFやAICIGがeBay上で地理的表示産品の模倣品を発見した場合、eBayに通知し、eBayはイタリア当局に協力してその広告を削除し、EU内で模倣品が出回っている場合にはICQRFがその流通を抑止するというイニシアティブである。

このような監視活動のほかに、消費者啓発も重要と考えており、2013年からGoogleのサイトにイタリアの地理的表示産品を紹介する「Made in Italy」のページ⁸⁾を公開している。

(4) 国外における侵害に効果的な対策

国外で発生した権利侵害において、どのよう

な対策がとりうるか意見を収集したところ、以下の2つに集約された。

1) 知的財産保護協定による法的基盤づくり

そもそも権利侵害を侵害と認定されない状況では、知的財産を保護していくことはできない。まずは知的財産に関する協定交渉を通じて、相手国に知的財産を保護する必要性を説き、法的な枠組みを作っていくことが重要である。

2) 啓発

模倣は成功の証ともいえる事象であり、模倣そのものがなくなることはない。しかし、教育により減少させることは可能という意見がほとんどである。

国外における模倣は、生産者の被害はもちろんであるが、その国の消費者が被害者になることから、その国が消費者保護の一環として解決すべき問題であるという意見がある。消費者および貿易相手国に対しても知的財産保護の重要性を伝えていく努力が必要である。

4. 日本への示唆

4.1 育成者権

(1) 日本における育成者権の流出対策

日本で登録された品種が無断で国外で栽培され、日本市場に流入する事態を受け、日本政府は種苗法や関税法の改正により、保護範囲を拡大したり、罰則を強化する等、水際対策を強化してきた。さらに権利侵害が発生するアジア地域ではUPOV条約に批准する国が少ないことから、育成者権に係る制度の整備を国際的に働きかけてきた。国内で侵害品が流通する場合には、独立行政法人種苗管理センターの品種保護Gメンが侵害の立証を支援している。

他方、事業者は、そもそも違法栽培されにくい交配種の開発に注力するほか、海外での品種や商標登録を行っている。正規品のみ輸出許可証を発行したり、栽培履歴を閲覧できるトレ

ーサビリティの導入に取り組む生産者団体もある¹⁾。

従来実施してきた取組みの課題としては、水際対策や国内での対策に手は尽くしたものの、国外での権利侵害対策の決め手に欠けること、アジア諸国にはそもそも品種登録の制度が未整備の国が多く権利化できないこと、費用対効果の面でトレーサビリティの普及は難しいといった点が挙げられる。

(2) 欧州調査結果の日本への示唆

欧州の調査結果では、国外における侵害対策として以下の4つが重視されている。

- ・権利保有者の自助努力
- ・当局スタッフへの研修の提供
- ・権利保護団体とその国際的ネットワーク
- ・積極的対抗

これら欧州で実施されている取組みを日本で行われている取組みに重ねて、今後強化すべき策を考察した。

1) 政府の取組み

政府がとるべき育成者権の流出対策を図2に示す。まず、法規制の強化は侵害対策として効果が高いが、日本では有効な水際対策が既に導入済みである。

欧州地域は既に各国ともUPOV条約に加盟し

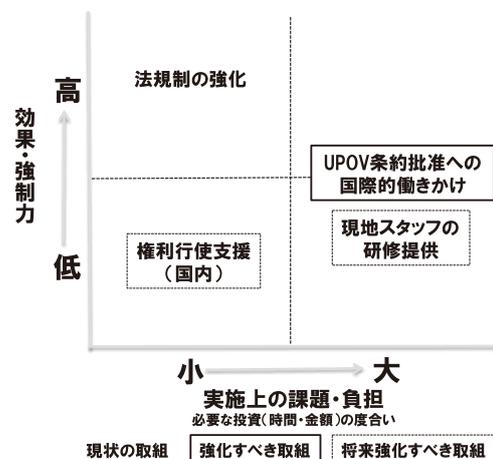


図2 育成者権の流出対策（政府）

ているのに対し、日本の育成者権の流出は、品種保護制度が整備されていないアジアで発生するという事情の違いがある。したがって、政府の取組みとして最も重要なのは、アジアでの法整備を支援することである。

従前より農林水産省は各国当局が参加する東アジア品種保護フォーラムの設立を主導してアジアにおける品種保護制度の整備を働きかけてきた。今後も本会合やセミナーにおける活動を強化して、事業者が現地での権利登録及び侵害時の対抗が可能となる法的基盤の整備を推進していくことが第一である。

将来的に侵害事案が増加した場合には（独）種苗管理センターの品種Gメンの機能強化が考えられる。現状、品種Gメンは侵害相談の受付や侵害状況の記録、侵害品の寄託、類似性試験の実施等、国内における権利行使を支援している。訴訟に関与することはないものの、欧州における育成者権保護団体に近い役割を担っている。これを海外との連絡窓口とし、現地における権利行使を支援する体制とすることが考えられる。

そのためには政府の支援により現地における種苗専門家等の国際ネットワークの確保や現地への技術研修の提供を通じた現地の専門家の育成等の施策も考えられる。

2) 事業者の取組み

事業者がとるべき育成者権の流出対策を図3に示す。日本の種苗業界には欧州のSICASOVやGESLIVEのように育成者権を一元的に管理する組織はなく、権利者がそれぞれ個別に管理する仕組みである。また、日本では独立行政法人種苗管理センターが知的財産侵害対策を行っておりAIBやBreeders Trustのような民間の専門団体はない。このような団体を新たに組織することは難易度が高いだろう。したがって事業者の取組みとして重要なのは、権利の保護や権利行使の意識向上と自助努力である。

例えば商標と品種は同じ名称を登録できないが、欧州品種権では登録を公告した際、先行権利者からの異議申し立てがある場合に登録が拒否される仕組みとなっており、権利保有者が自ら公告をモニタリングする必要がある⁹⁾。一方、日本では先行登録との照合を当局が行うため、当局任せの風土が醸成されてしまうリスクがある。今後は権利保有者の意識を向上させるようなしくみを設計していくことが必要ではないかと考えられる。



図3 育成者権の流出対策（事業者）

4. 2 地理的表示

(1) 日本における模倣対策

国外における日本産品の商標の先取りや模倣、産地偽装に対抗するため、農林水産省は海外市場における模倣の実態調査や現地当局との折衝、さらには中国における商標の監視等を行ってきた。中小事業者による国外への権利登録を支援すると共に、国外での権利侵害対抗を支援する制度も設立されたところである。本年6月には地理的表示法が施行され、統一マークは今後、各国への商標登録を行う方針である。

他方、事業者は海外での商標や意匠登録による防衛のほか、模倣困難なパッケージの開発や

ブランドマークの添付、現地パトロール等を行う例もある¹⁾。

従来実施してきた取組みの課題としては、積極的な対策を行う企業は一部に限られていることである。また、ブランドマークについてはそもそもマークが多数濫立するため、消費者に浸透しにくいという問題もある¹⁰⁾。

(2) 欧州調査結果の日本への示唆

欧州では、政府機関が世界各国の商標登録簿の監視やインターネット取引の監視、小売現場の調査等幅広いチャネルの監視を行っている。また、国外における侵害対策として以下の2つが重視されている。

- ・知的財産保護協定による法的基盤づくり
- ・啓発

これら欧州で実施されている取組みと日本で行われている取組みをまとめると、以下のとおりである。

1) 政府の取組み

政府がとるべき模倣対策を図4に示す。日本政府は地理的表示法の施行、国外での侵害対抗支援など、既にさまざまな施策を打ちだしている。したがって今後、強化すべき取組みとしては、新たに始まる地理的表示制度の国内外での

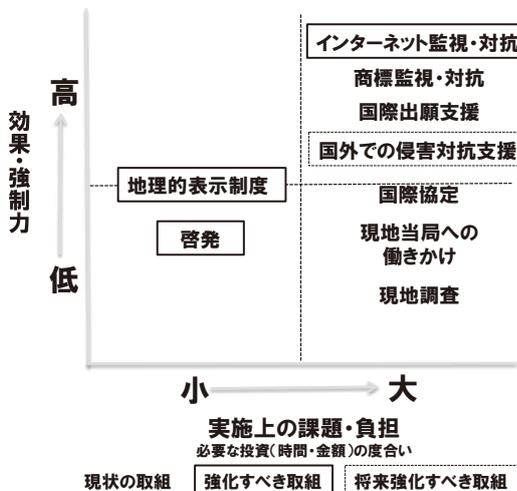


図4 模倣対策 (政府)

プロモーションにより日本産品の輸出促進をはかることが重要である。地理的表示の共通マークを付与し、消費者への周知を徹底することで日本産品のブランド化に寄与することが期待される。

また、イタリアでは政府が中国やアメリカの大手電子商取引事業者との覚書を取り交わして監視・摘発に力を入れている。中国等ではインターネット上での日本食品の模倣が氾濫している実態¹¹⁾があることから、今後は日本においてもインターネット取引の常時監視も検討する価値がある。

将来的な施策案としては、侵害対抗支援の強化策として弁護士等の協力者ネットワークの確保なども考えられる。

2) 事業者の取組み

事業者がとるべき模倣対策を図5に示す。事業者の取組みは欧州も日本も変わるところはない。権利登録、ブランドキャンペーン、パトロールなどの自助努力が求められるといえる。

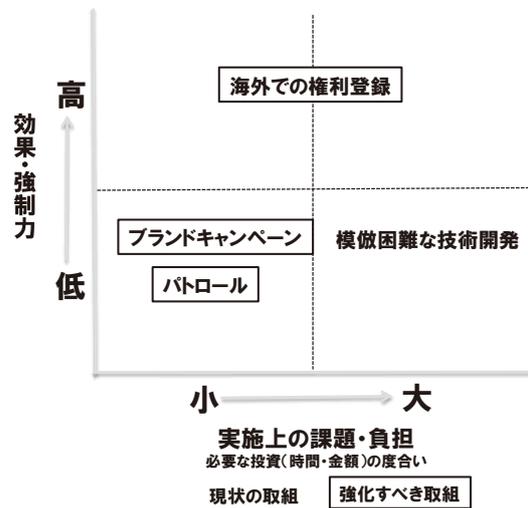


図5 模倣対策 (事業者)

5. おわりに

以上の調査結果を総括すると、現状、政府が強化すべき施策は以下の通りである。

- ・育成者権について国際的な法制度整備への働きかけ
 - ・模倣対策として現状の商標登録監視に加えてインターネット監視の強化，および新たに始まる地理的表示制度の国内外でのキャンペーン
- 一方，事業者には権利意識の向上が必要であり，自助努力による権利保護と権利行使がいっそう求められる。

本調査は平成26年度農林水産政策科学研究委託事業の一部として実施した。

注 記

- 1) 木村，田中，高橋，知財管理，Vol.64，No.10，pp.1537-1546（2014）
- 2) European Seed Association, ESA Survey on IPR infringements and regulatory offences, (2014) 調査結果は一般非公開だが，研究用として概要のみESAより提供
- 3) GHK, Evaluation of the Community Plant Variety Right *Acquis*-Final Report, pp.26-27 (2011)
http://ec.europa.eu/food/plant/propertyrights/docs/cpvr_evaluation_final_report.pdf
- 4) European Union, Report on EU customs enforcement of intellectual property right. Results at the EU border 2013, pp.25-30 (2014)
European Union, Report on EU customs enforcement of intellectual property right. Results at the EU border 2012, pp.25-30 (2013)
- 5) Federalimentare, II GIORNATA NAZIONALE ANTICONTRAFFAZIONE (2011)

- <http://www.federalimentare.it/documenti/II%20Giornata%20Anticontraffazione/LE%20POSIZIONI%20E%20LE%20RICHIESTE%20DI%20FEDERALIMENTARE.pdf>
- 6) WITS, Italy Food Products Exports by Country and Region 2013
http://wits.worldbank.org/CountryProfile/Country/ITA/Year/2013/TradeFlow/Export/Partner/all/Product/16-24_FoodProd
 - 7) ヒアリングの対象機関では国外における権利化の支援は行っていないが，特許庁は中小企業に対して特許，意匠，商標の国際出願に補助金を提供している。UBIM, Incentives
<http://www.uibm.gov.it/index.php/i-marchi-50/media-e-comunicazione-dirgen/spot-audio-video-dirgen/392-incentivi/2007111-incentives>
 - 8) Google, Made in Italy
<https://www.google.com/culturalinstitute/project/made-in-italy?hl=it#!project:projectId=made-in-italy&hl=it>
 - 9) Community Plant Variety Office, GUIDELINES with EXPLANATORY NOTES on Article 63 of Council Regulation (EC) 2100/94 of 27 July 1994 on Community plant variety rights, p.2
http://www.cpvo.europa.eu/documents/lex/guidelines/VD_Guidelines_explanatory_note_EN.pdf
 - 10) 木村，Chain Store Age, Vol.45，No.21，p.26（2014）
 - 11) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口，模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告，p.21（2012）

上記のWeb参照日は，2015年4月3日

（原稿受領日 2015年4月9日）